

議員提出議案第 13 号

葛飾区就学援助支給条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 9 月 11 日

提出者 6 番 中 江 秀 夫 7 番 おりかさ 明実

28 番 三小田 准 一 29 番 中 村 しんご

葛飾区議会議長 安 西 俊 一 殿

(提案理由)

就学援助の支給がより効果的となるよう支給時期を定める等の必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区就学援助支給条例

(目的)

第 1 条 この条例は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 19 条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒（以下「児童・生徒」という。）の保護者及び学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 24 条の規定に基づき、疾病の治療のための医療に要する費用を負担する保護者に対し、葛飾区（以下「区」という。）が必要な援助を行うことによって、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 就学援助 学校教育法第 19 条の規定に基づく援助及び学校保健安全法第 24 条の規定に基づく援助をいう。
- (2) 不登校適応学校 学校教育法第 2 条に規定する私立学校の小学校又は中学校のうち葛飾区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が不登校の児童・生徒の就学支援を目的として設置されたと認める学校をいう。

- (3) 前年 就学援助の申請をする日の属する年の前年（当該就学援助の申請をする日が1月から3月までに属するときは、その属する年の前々年）をいう。
- (4) 現年 就学援助の申請をする日の属する年（当該就学援助の申請をする日が1月から3月までに属するときは、その属する年の前年）をいう。
- (5) 前年度 就学援助の申請をする日の属する年度の前年度をいう。
- (6) 現年度 就学援助の申請をする日の属する年度をいう。
- (7) 保護基準 前年度の末日において適用される生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）をいう。
- (8) 特別基準の額 生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号）第6の3（2）に定める学級費等の限度額をいう。
- (9) 認定者 就学援助の受給者として認定されている期間を有する者をいう。

（就学援助の対象者）

第3条 就学援助の対象者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件のすべてを満たし、かつ、次条に規定する就学援助の認定の要件に該当する者とする。

- (1) 区内に住所を有し、又は実態として区内に居住していること。
- (2) 次に掲げるいずれかの学校に在学（別表2に規定する新入学児童生徒学用品費等の費目にあつては、入学しようとする場合を含む。）する児童・生徒の保護者であること。
 - ア 区立小学校及び中学校（以下「区立学校」という。）
 - イ 区外の公立小学校・中学校、義務教育学校及び中等教育学校
 - ウ 国立大学附属小学校・中学校及び中等教育学校
 - エ 不登校適応学校

（就学援助認定の要件）

第4条 就学援助の認定の要件は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要保護 生活保護法（昭和25年法律第144号）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）及び生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号）による教育扶助を受けていること。

(2) 準要保護（一般） 次のいずれかに該当すること。

ア 前年度又は現年度において、生活保護法による保護が停止又は廃止されたこと。

イ 児童扶養手当（児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 4 条の規定により支給されるものをいう。）の支給を受けていること。

ウ 世帯の全員の総所得金額等の合計が、就学援助基準額（次に掲げる額の合計額をいう。）に満たないこと。

(ア) 生活扶助額と教育扶助額を合算した額に 1.2 を乗じて得た額

(イ) 学校給食費相当額

(ウ) 住宅扶助額

エ 前年又は現年において、児童・生徒に係る主たる生計維持者が病気、失業、倒産又は災害その他の事情が発生し、申請日現在も引き続き生活が困窮していると教育委員会が認める状況にあること。ただし、主たる生計維持者の休職、失業の事情により申請する場合においては、主たる生計維持者を除く世帯の全員の総所得金額等の合計がウに掲げる就学援助基準額に満たないこと。

(3) 準要保護（費目認定） 世帯の全員の総所得金額等の合計が、就学援助基準額（次に掲げる額の合計額をいう。）に満たないこと。

ア 生活扶助額と教育扶助額を合算した額に 1.3 を乗じて得た額

イ 学校給食費相当額

ウ 住宅扶助額

（就学援助基準額）

第 5 条 前条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 総所得金額等 前年における地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 313 条第 2 項の規定により算定した総所得金額、分離譲渡・株式等に係る譲渡所得等の金額、退職所得金額（分離課税に係るものを除く。）及び山林所得金額の合計額をいう。

(2) 生活扶助額 次に掲げる生活扶助額（個人）及び生活扶助額（世帯）の合計額をいう。

ア 生活扶助額（個人） 次の(ア)に掲げる額に次の(イ)に掲げる数を乗じて得た額（10 円未満の端数がある場合は、1 円未満を切り捨てた後、端数を 10 円に切り上げた

額とする。)に12を乗じた額とする。

(ア) 申請日に世帯に属する者について、現年度の4月1日現在における年齢に応じ、保護基準別表第1第1章1(1)ア(ア)第1類の表の基準額②の欄に定める額を合算した額

(イ) 申請日における世帯人員に応じ、保護基準別表第1第1章1(2)アの逡減率の表の率②の項に定める数

イ 生活扶助額(世帯) 次の(ア)、(イ)及び(ウ)に掲げる額を合算した額とする。

(ア) 申請日における世帯人員に応じ、保護基準別表第1第1章1(1)ア(ア)第2類の表の基準額②の欄に定める額に12を乗じて得た額

(イ) 申請日における世帯人員に応じ、保護基準別表第1第1章1(1)ア(ア)第2類の表の地区別冬季加算額の部VI区の項に定める額に5を乗じて得た額

(ウ) 申請日における世帯人員に応じ、保護基準別表第1第1章1(2)アの期末一時扶助費の表の1級地—1の項に定める額

(3) 学校給食費相当額 申請日に世帯に属する者のうち現年度の4月1日現在、小学校又は中学校(夜間中学を含む。)に在籍している者について、区における現年度における児童・生徒が在籍する学年の給食費の月額に11を乗じて得た数を合算した額

(4) 教育扶助額 申請日に世帯に属する者のうち、現年度の4月1日現在、小学校又は中学校(夜間中学を含む。)に在籍している者について、保護基準別表第2に規定する基準額(月額)、学習支援費(月額)及び特別基準の額を合算した額に12を乗じて得た額を合算した額

(5) 住宅扶助額 前年に区内で住宅扶助を受給している就学中の児童・生徒を含む世帯に対して給付した住宅扶助の額の一世界あたりの平均額に12を乗じて得た額

(保護者の要件)

第6条 第3条第2号に規定する保護者は、児童・生徒に対して親権を行う者(親権を行う者のない場合にあつては、当該児童・生徒を監護し、かつ、その生計を維持する者とする。)とする。ただし、次のいずれかに該当し、就学援助の受給者とするのが適当と認められない場合は、この限りでない。

(1) 親権を行う者が児童・生徒の主たる扶養者かつ監護者でない場合

(2) 親権を行う者が就学援助を目的外に使用するおそれがある場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が就学援助の受給者とすることを不相当と認める場合

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については、当該各号に定める者を保護者とする。

(1) 生徒自身が主たる生計維持者であって、自ら就学援助の受給者となることが相当と認められるもの 当該生徒

(2) 児童福祉施設等に入所等の措置がとられた児童・生徒 当該施設の長

(援助対象、算定、支給基準及び支給額等)

第7条 就学援助の対象となる費目は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、東京都就学奨励費又はこれに類する制度による援助に係る支給がある費目は、就学援助の対象としないものとする。

2 就学援助の対象となる費目の援助経費及び支給基準は、別表第2に定めるとおりとする。

3 就学援助の支給額は、別表第3に定めるとおりとする。

4 前項の規定にかかわらず、区立学校以外の学校に在籍する児童・生徒に係る対象者は、同項に規定する支給額を限度として実費額を支給する。ただし、別表第3に規定する学用・通学用品費、新入学児童生徒学用品費等及び新入学準備金の費目については、同表に規定する支給額を支給する。

(申請)

第8条 就学援助を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、就学援助受給申請書（以下「申請書」という。）により教育委員会に申請しなければならない。

2 申請者は、世帯員全員の氏名及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下「個人番号」という。）を申請書に記載するとともに、次の各号に掲げる書類を申請時に提示し、又はその写しを提出しなければならない。

(1) 申請者の個人番号確認書類

(2) 申請者の身元（実存）確認書類

3 前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる者にあつては、当該各号に定める書類を申請時に提出しなければならない。

(1) 第4条第2号ウに掲げる要件に該当すると見込まれる者又は第4条第3号に掲げる要件に該当すると見込まれる者のうち、現年1月1日に区に住所を有しない者 世帯のうち18歳以上の者に係る申請日の属する年度の住民税課税又は非課税証明書(所得金額及び扶養に係る情報が省略されていないものに限る。)

(2) 第4条第2号エに掲げる者に該当すると見込まれる者 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める書類

ア 罹災(火災)した場合 罹災した住所地を所管する消防署が発行する罹災証明書

イ 罹災(震災)した場合 地方公共団体が発行する罹災証明書等

ウ 主たる生計維持者等が失業している場合 前年又は現年に失業の状態になり、申請日現在もその状態が継続していることを証明する書類として教育委員会が別に定める書類

エ 主たる生計維持者等が休職しており、かつ、その間収入がない状態が継続している場合 前年又は現年に休職の状態になり、申請日現在もその状態が継続していることを証明する書類及びその間の収入額を証明する給与証明等の書類

オ アからエまでに定めるもののほか生活が困窮している場合 教育委員会が必要と認める書類

4 申請者は、次の各号に掲げる期限までに申請書及び第2項に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 児童・生徒が最終学年の場合 小学校及び中学校卒業式の日

(2) 前号以外の場合 小学校及び中学校修了式の日

(認定)

第9条 教育委員会は、前条の規定による申請があつた場合は、当該申請に係る書類の審査その他必要に応じた調査を行い、就学援助の対象者であることを認定するときは就学援助費認定通知書により、認定しないときは就学援助費否認通知書により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により就学援助の対象者であると認める日(以下「認定日」という。)は、

次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 4月末日までに申請した場合 4月1日

(2) 5月1日以降に申請した場合 申請した日の属する月の初日

(3) 転入者 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める日

ア 転入学の日等から14日を超えて申請した場合において転入学の日等の属する月の翌月以降に申請した場合 申請した日の属する月の初日

イ 転入学の日等及び申請した日が、夏季休業日又は冬季休業日の開始日から同月の末日までの場合 申請した日の属する月の翌月の初日

ウ ア又はイに掲げる場合以外の場合 転入学の日等

(4) 要保護者 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める日

ア 現年度以前より第4条第1号に規定する教育扶助を受けている者 現年度の4月1日

イ 現年度途中より第4条第1号に規定する教育扶助を受けた者 開始日の属する月の初日

3 第1項の規定による認定をする期間は、申請した日の属する年度の末日（第3条各号に掲げる対象者の要件を欠くことになった場合は、その前日）までとする。

（変更の届出等）

第10条 申請者又は就学援助の対象者と認定された者（以下「受給者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(1) 生活保護法による保護の開始又は停止若しくは廃止があったとき。

(2) 受給者及び児童・生徒の住所又は氏名に変更があったとき。

(3) 前2号に規定するもののほか、申請内容に変更があったとき。

2 教育委員会は、前項の規定による届け出又は公簿等により前条の規定による認定の内容を変更する必要があるときは、当該認定を変更し、当該届け出をした者にその旨を通知するものとする。

（認定の取消）

第11条 教育委員会は、受給者が次の各号のいずれかに該当した場合は、その事実の発生日をもって認定を取り消すものとする。

- (1) 受給者が第3条各号に規定する要件を欠いたとき。
- (2) 受給者から辞退の申出があったとき。

(支給)

第12条 教育委員会は、受給者に対し、別表第2に定める認定基準に該当する費目について、就学援助を支給するものとする。ただし、同表に定める新入学児童生徒学用品費等の費目にあつては、第9条の認定日前に支給することができる。

2 就学援助の支給日は、次の各号に掲げる費目に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 学校給食費及び学用・通学用品費 学期分ごとに別に定める日
- (2) 新入学児童生徒学用品費等 入学する年度の前年度の2月の別に定める日
- (3) 新入学準備金 第1号に規定する学期分のうち3学期分の支給日
- (4) 修学旅行費 修学旅行を実施する日の属する月の前月の末日までの日
- (5) 要保護者又は第4条第1号に掲げる者その他教育委員会が必要と認める者に修学旅行費を支給する場合 修学旅行を実施する日の属する月の前月の末日までの日
- (6) 前各号に掲げる費目以外の費目 第1号に規定する学期分のうち3学期分の支給日

3 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、区立学校以外の学校に在籍する対象者については就学援助（新入学児童生徒学用品費等及び修学旅行費の費目を除く。）を年度末に一括して支給するものとし、次の各号に掲げる場合については随時、就学援助を支給することができるものとする。

- (1) 受給者が区から転出した場合
- (2) 医療費に係るものである場合

(就学援助の返還)

第13条 教育委員会は、就学援助の過払いが生じた場合は、当該受給者に対し通知し、これを返還させるものとする。

2 教育委員会は、受給者に就学援助を返還する義務が生じた場合であつて、当該受給者に他の就学援助の支給が決定されているときは、当該受給者の同意がある場合に限り、当該受給者に事前に通知をした上で、他の就学援助を返還金に充当することができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 7 条関係）

認定区分	費目
要保護	修学旅行費、林間施設費、臨海施設費、卒業記念アルバム費、検 定料、医療費
準要保護（一般）	学校給食費、学用・通学用品費、新入学児童生徒学用品費等、新 入学準備金、校外活動費、修学旅行費、通学費、体育実技用具費、 林間施設費、臨海施設費、卒業記念アルバム費、検定料、医療費
準要保護（費目認 定）	学校給食費、新入学児童生徒学用品費等、新入学準備金、修学旅 行費、卒業記念アルバム費

別表第 2（第 7 条関係）

費目	援助経費	支給基準
学校給食費	学校給食費として、学校に支払う経費。ただし、8月分は対象としない。	当該援助の対象となる月において認定者であること。
学用・通学用品費	児童・生徒の所持に係る物品で、通常、学習に必要とされる学用品の経費（鉛筆、消しゴム、副読本等とする。）。ただし、8月分は対象としない。	当該援助の対象となる月において認定者であること。
新入学児童生徒学用品費等	小学校又は中学校への入学の際に必要な学用品費等の経費（ランドセル、カバン、通学服、通学用靴、帽子等とする。)	4月1日から4月30日までの間に、認定者であること又は認定者であることが確実に見込まれること。ただし、中学生については、新入学準備金の支給がないこと。
新入学準備金	中学校への入学の際に必要な学用品費等の経費（カバン、通学服、通学用靴等とする。)	3月1日現在認定者であること。
校外活動費	次に掲げる経費とする。 (1) 学校外で行われる学校行事としての活動に参加した児童・生徒の保護者が一律に負担する経費（宿泊料、交通費、見学料、入園料等とする。) (2) 学校内での学校行事として行う芸術鑑賞について児童・生徒の保護者が一律に負	校外活動の実施日において、認定者であること。

	担する経費	
修学旅行費	次に掲げる経費とする。 (1) 修学旅行（日光移動教室を含む。第2号において同じ。）に参加した児童・生徒の保護者が一律に負担する経費（交通費、宿泊料、見学料、しおり代、記念写真代、旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、医薬品代、通信費、旅行取扱料金等とする。） (2) 修学旅行に参加しなかった児童・生徒の保護者が負担したキャンセル料等の経費	修学旅行の実施日に、認定者であること。
通学費	特別支援学級（固定制）若しくは夜間中学校に在籍し、交通機関を利用して通学する児童・生徒又は日本語学級に交通機関を利用して通級する児童・生徒が、交通機関（鉄道又は乗合バスとする。）を利用して、最も経済的な経路及び方法により、通学する場合の交通費	通学する日において認定者であること。ただし、夜間中学に在籍する生徒については、片道の通学距離が6キロメートル以上の者に限る。
体育実技用具費	中学校の体育の授業において生徒全員が必ず個々に用意する柔道着、剣道防具等を購入する場合の経費	柔道着、剣道防具等を購入する日に認定者であること。
林間施設費	日光林間学園等の校外施設を	当該行事を実施する日に認定者

	利用して行う修学旅行以外の宿泊を伴う学校行事に参加する児童・生徒の保護者が、一律に負担する経費（宿泊料、食事代、見学料等とする。）	であること。
臨海施設費	岩井臨海学校に参加する児童・生徒の保護者が、一律に負担する宿泊費等の経費	当該行事を実施する日に認定者であること。
卒業記念アルバム費	卒業アルバムの購入に要する経費	卒業記念アルバムを購入する日に認定者であること。
検定料	児童・生徒が受験する英語検定、数学検定又は漢字検定のうち、いずれか1回分の検定料。ただし、英語検定については小学校に在籍する者を除く。	検定を実施する日に認定者であること。
医療費	学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に定める疾病の治療のための医療に要した経費のうち、保護者が負担する経費	医療券を発行する日に認定者であること。

別表第3（第7条関係）

1 児童・生徒が小学生である場合

費目	対象学年等の区分	支給額
学校給食費	1 1年生及び2年生	月額 3,900 円
	2 3年生及び4年生	月額 4,200 円
	3 5年生及び6年生	月額 4,490 円
学用・通学用品費	1 1年生	月額 1,400 円
	2 2年生及び3年生	月額 1,670 円(4月分にあっては、 1,750 円)
	3 4年生から6年生まで	月額 1,690 円(4月分にあっては、 1,760 円)
新入学児童生徒学用品費等	1 1年生	40,600 円
新入学準備金	1 6年生	47,400 円
校外活動費	1 1年生及び2年生	1,400 円
	2 3年生及び4年生	2,100 円
	3 5年生及び6年生	3,000 円
修学旅行費(日光移動教室を含む。)	1 6年生	5,660 円
	2 特別支援学級(固定制)	4,650 円
通学費	1 特別支援学級(固定制)及び日本語学級	援助経費の全額
林間施設費	1 特別支援学級(固定制)	4,650 円
臨海施設費	1 5年生	9,380 円
卒業記念アルバム費	1 6年生	7,140 円
検定料	1 3年生から6年生まで	援助経費の全額
医療費	1 全学年	援助経費の全額

備考

- 1 8月分に係る学校給食費及び学用・通学用品費は、支給しない。
- 2 検定料は、数学検定又は漢字検定について、教育委員会その他の機関による費用の負担があった場合にあっては、支給しない。

2 児童・生徒が中学生である場合

費目	対象学年等の区分	支給額
学校給食費	1 全学年	月額 5,280 円
	2 夜間中学校	月額 5,600 円
学用・通学用品費	1 1年生	月額 2,760 円(4月分にあつては、2,800 円)
	2 2年生及び3年生	月額 3,110 円(4月分にあつては、3,200 円)
新入学児童生徒学用品費等	1 1年生	26,300 円
校外活動費(宿泊を伴わない場合)	1 1年生	600 円
	2 2年生	1,600 円
	3 3年生	3,400 円
	4 夜間中学校	1,000 円
校外活動費(宿泊を伴う場合)	1 1年生	3,200 円
修学旅行費(日光移動教室を除く。)	1 3年生	60,000 円
通学費	1 特別支援学級(固定制)、日本語学級及び夜間中学校	援助経費の全額
体育実技用具費	1 柔道	7,440 円を限度とし、援助経費の全額
	2 剣道	50,400 円を限度とし、援助経費の全額

林間施設費	1 2泊	7,580円
	2 3泊	9,080円
	3 スキー	16,930円
卒業記念アルバム 費	1 3年生	7,140円
検定料	1 全学年	援助経費の全額
医療費	1 全学年	援助経費の全額

備考

- 1 8月分に係る学校給食費及び学用・通学用品費は、支給しない。
- 2 検定料は、英語検定、数学検定又は漢字検定のいずれかについて、教育委員会その他の機関による費用の負担があった場合にあっては、支給しない。